

リウマチ・アレルギー対策委員会の名称等の変更について（案）

○別添 疾病対策部会の構成

厚生科学審議会疾病対策部会

リウマチ・アレルギー対策委員会の名称等の変更について（案）

1. リウマチ・アレルギー対策委員会の名称等の変更の趣旨

リウマチ・アレルギー対策委員会は、リウマチ及びアレルギー疾患対策の指針の策定等に関する検討を行うものとして、平成17年に厚生科学審議会疾病対策部会の専門委員会として設置された。

その後、アレルギー疾患対策については、平成26年6月に成立した「アレルギー疾患対策基本法」第二十一条に基づき設置された「アレルギー疾患対策推進協議会」で検討されている。

こうしたこと等を踏まえ、「リウマチ・アレルギー対策委員会」の名称を「リウマチ等対策委員会（仮称）」へ変更することとする。

2. リウマチ等対策委員会（仮称）の審議事項について

- (1) リウマチ対策について
- (2) その他

3. 委員会の構成及び事務局等について

- (1) リウマチ対策についての見識を有する者、リウマチ患者及びその家族等とし、15名以内で構成するものとする。
- (2) 委員会の庶務は健康局がん・疾病対策課において処理する。

* その他の事項は、「厚生科学審議会疾病対策部会運営細則」に則る。